

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業

予算額 全ト協 12,200千円
茨ト協 4,500千円

1. 対象機器

県内登録の営業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る）に導入する、国の先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援の対象機器と同一とします。

（注）詳細は、メーカー・販売店等にてご確認ください。

2. 助成額（金額はいずれも限度額）

（単位：円）

	茨ト協	全ト協	合計
助成率	取得価格の1/8	取得価格の1/2	—
助成限度額	25,000	100,000	125,000

※取得価格は税抜きとします。

（注）茨ト協助成金について

国からの助成金が交付された機器は対象外となります。

（注）全ト協助成金について

全ト協の予算額に達した時点で受付が終了となります。

（注）国交省助成金について

助成を受ける場合は、運輸支局へ別途申請が必要です。

3. 対象期間

平成31年2月1日から令和2年1月31日までに装置の導入が完了し、支払いが終了（割賦又はリースの場合は契約が完了）する装置とします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、令和2年1月31日までに助成金を請求してください。

（添付書類）

- ・装着車両内訳書
- ・装着証明書
- ・装着車両の車検証の写し
- ・請求明細書、領収書の写し

（割賦の場合は割賦販売契約書、リースの場合はリース契約書の写し）

- ・誓約書（国からの助成金が交付されない旨）

5. 助成条件

- ・茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない中小企業者の会員とします。

（入会以降に導入した機器を対象とします）

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとします。

- ①資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ②常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- ・助成台数は、会費請求台数を限度とします。